

基本計画部会における次期基本計画に係る審議の整理メモ

審議テーマ	現行基本計画の該当項目
学校基本調査の改善	
これまでの統計委員会の意見	＜諮問第84号の答申＞（平成28年2月16日答申）今後の課題 ○ 統計利用者の利便性の向上に資する観点から、インターネットにおける情報提供について、更なる工夫・改善へ向けて取り組む必要がある。具体的には、調査結果はもとより、調査方法・調査設計といった情報につき分かりやすい情報提供に努めるとともに、利用者が求める情報を容易に入手できるよう、ホームページの構成の工夫に努める必要がある。 また、統計委員会諮問第66号の答申（平成26年7月14日付け府統委第63号）における「今後の課題」においては、以下のような課題が掲げられている。 （1）こども園票の「職員数」における非常勤職員の把握について【遅くとも平成30年度調査を目途に実施】 （2）「休職等教員数」における休職等理由区分等の見直しについて【遅くとも平成30年度調査を目途に実施】 （3）「年齢別入学数」の年齢階級区分の細分化等について【遅くとも平成29年度調査を目途に実施】 （4）中学校卒業生の就職者の正規・非正規別の把握について【遅くとも平成29年度調査を目途に実施】注 注 平成29年3月21日の統計委員会において、文部科学省から予算の確保等が困難なことから、平成29年度は付帯調査として当該項目を把握する調査（付帯調査）を実施し、平成30年度から学校基本調査において速やかに把握できるようにしたいとの説明があり、統計委員会としてはやむを得ないものと判断した。 （5）新たな幼保連携型認定こども園（以下「新幼保こども園」という。）を対象とする他の統計調査との関係について【遅くとも平成32年度調査を目途に実施】 これらの課題について調査実施者より、現時点までの対応状況とともに今後とも検討を進めるとの説明があった。説明を踏まえた審議の中では、（4）中学校卒業生の就職者の正規・非正規別の把握につき、把握の必要性は理解するものの、実際に調査することは困難ではないか、との意見もあった。 いずれの課題も検討の期限が到来していないものであり、答申及び今般の審議を踏まえ、引き続き検討を進める必要がある。

<諮問第66号の答申>（平成26年7月14日答申）今後の課題

（1）こども園票の「職員数」における非常勤職員の把握について

こども園票の「職員数」において調査対象とする職員（事務職員、養護職員、警備員等）については、常勤職員（本務者）のみとされている。

しかしながら、新幼保こども園においては、人材確保上の事情から非常勤で雇用される事務職員や、業務の性格上、必要な時期・時間が限定されているため非常勤で雇用される看護師などの非常勤職員が多く雇用され、こうした非常勤職員は新幼保こども園の運営に大きな役割を果たすものと考えられる。

このため、文部科学省は、新幼保こども園全体の人的リソースの的確な把握の観点から、他の学校種の調査票における関連調査事項との整合性等も勘案しつつ、遅くとも平成30年度の本調査（以下「平成30年度調査」という。）を目途として、非常勤職員を把握する必要がある。

（2）「休職等教員数」における休職等理由区分等の見直しについて

こども園票において把握する「休職等教員数」については、休職等理由区分が「職務上の負傷疾病」、「結核」、「その他」及び「育児休業」となっており、また把握単位も男女を合計した人数とされている。

しかしながら、休職等理由区分については、独立した区分となっている「結核」の場合、近年、教員の罹患者が毎年数人程度と極めて少ない一方、高齢化の進行とともに増加していると考えられる「介護休業」は、独立した区分が設けられていない。また、ワーク・ライフ・バランスの政策的・社会的重要性を踏まえると、休職等教員数の男女別人数は基本的かつ重要な情報であると考えられる。

このため、文部科学省は、少子高齢化等の進展への対応の観点から、他の学校種の調査票における関連調査事項との整合性等も勘案しつつ、遅くとも平成30年度調査を目途として、休職等理由区分について、独立した区分の「結核」を削除することや「介護休業」を追加することなど当該区分の見直しを行うとともに、休職等教員数を男女別に把握する必要がある。

（3）「年齢別入学者数」の年齢階級区分の細分化等について

今回、社会人学生の実態把握を目的として、学校調査票学部学生内訳票等に追加される「年齢別入学者数」における年齢階級区分については、55歳以上の場合、「55歳～60歳」及び「61歳以上」とされている。

しかしながら、年齢階級区分については、各種統計上、5歳階級でくくるのが一般的であるが、本調査の場合「55歳～60歳」のみが6歳階級でくくられている。また、近年、高齢化が急速に進行していることや政策的に生涯学習が推進されていることから、高齢の社会人学生が増加しつつあり、その傾向は今後、ますます強まるものと考えられる。

このため、文部科学省は、他統計との比較の確保や高齢化の進行等への対応の観点から、遅くとも平成29年度調査を目途として、「55歳～60歳」を、「55～59歳」と5歳階級へ変更するとともに、「61歳以上」を「60～64歳」及び「65歳以上」へと上限の引き上げを行う必要がある。

	(4) 中学校卒業生の就職者の正規・非正規別の把握について 本調査においては、労働市場に労働者を供給する中学校以上の各学校種のうち、大学、大学院、短期大学及び高等専門学校については、平成 24 年度調査から卒業者の就業形態に関する正規・非正規別の把握が行われており、さらに、今回の変更により、中等教育学校及び高等学校についても、平成 27 年度調査から当該把握が行われることとされている一方、中学校については、卒業者のうち就職した者が極めて少ないこと等から、当該把握が行われることとされていない。 しかしながら、①近年、特に若年層において労働者に占める非正規労働者の比率が大きく上昇しており、学卒者が初職で正規労働者として円滑に就職できるよう支援することが重要な課題となっていること、②低学歴者ほど正規労働者に就職できる比率が低く当該支援の必要性が高いこと等を踏まえると、学校卒業後の就業形態が正規職員か非正規職員かといった実態は、卒業した学校種や該当者数の多寡にかかわらず重要な情報であると考えられる。 このため、文部科学省は、若年者雇用対策の検討に必要なデータの把握の観点から、遅くとも平成 29 年度調査を目途として、中学校卒業者の就業形態の正規・非正規別の把握を行う必要がある。 (5) 新幼保こども園を対象とする他の統計調査との関係について 新幼保こども園は、教育と保育を制度的に一体として提供する施設であることから、関係法令上、学校であると同時に児童福祉施設の性格も有しているため、平成 27 年度以降、本調査の他に、厚生労働省が毎年実施している社会福祉施設等調査（一般統計調査）においても調査対象となる予定である。 両調査については、調査目的や調査期日（本調査は 5 月 1 日現在、社会福祉施設等調査は 10 月 1 日現在）が異なるものの、調査事項は、本調査では新幼保こども園全体に関する事項である一方、社会福祉施設等調査では保育関連部分に関する事項となっていることから、両調査に関連する調査事項の役割分担の明確化等の調整措置を通じて、調査実施の効率化及び報告者負担の軽減を図る余地があるものと考えられる。 しかしながら、両調査における調査事項については、教育及び保育行政上の当面の施策（待機児童解消のための保育士の確保等）の推進及び制度改正前後の実態把握を含む調査結果の時系列データが必要であること等から、直ちに当該調整措置が講じられないことはやむを得ない。 このため、文部科学省は、厚生労働省と連携しつつ、調査実施の効率化及び報告者負担の軽減の観点から、両調査の時系列データが一定程度蓄積される平成 32 年度調査を目途として、当該調整措置を実施する必要がある。
各種研究会等での指摘	

担当府省の取組 状況の概要	＜諮問第84号の答申＞（平成28年2月16日付）指摘事項に対する取組状況 ○ 文部科学省ホームページについて情報の充実を図った。具体的には、調査の結果に年次統計目次、統計表目次をPDFファイルで掲載したほか、リンクのみ掲載していた項目については内容を説明する文言を記載することで、利用者が求める情報へ接続しやすいように改善を行った。 ＜諮問第66号の答申＞（平成26年7月14日付け）指摘事項に対する取組状況 （1） 新幼保こども園における非常勤職員の把握については、平成27年度の制度化以降、学校数及び在園者数に急激な変化がみられること、また、多様な職種が想定される新幼保こども園特有の事情に鑑み、平成30年度調査において、別途、一般統計調査として実施したうえで調査票項目を精査し、平成32年度調査を目途に基幹統計調査として実施することとしたい。 （2） 日本における結核罹患者は年間2万人前後で推移しており、いまだ看過できない疾患のひとつである。特に、教員の結核疾患は、本人のみならず幼児・児童生徒等に及ぼす影響が大きいことに鑑み、結核を事由とする休職は教育公務員特例法第14条により、他の事由による休職とは異なる特別な取り扱いがなされていることから、実態把握は必要であると考え。他方、教員の罹患者は、近年、数人程度と極めて少なく、更に、結核疾患に関する調査としては、厚生労働省が「結核登録者情報調査年報」において、「教員・保育士」の罹患者数を把握するなど、一定程度の実態把握は可能となっている。このため、統計委員会での指摘を踏まえ、平成30年度調査において、休職等理由区分から「結核」を削除する予定である。 また、高齢化等の進展という社会情勢を踏まえ、教員においても「介護休業」については重要な課題と認識しており、文部科学省では、平成28年度より、業務統計である「公立学校教職員の人事行政状況調査」において、介護休暇の取得状況に関する詳細な情報を把握しているところである。 （3） 社会人学生の実態把握を目的とした年齢階級区分の細分化については、統計委員会での指摘を踏まえ、平成29年度調査において「55歳～60歳」を「55～59歳」と5歳階級へ変更するとともに、「61歳以上」を「60～64歳」及び「65歳以上」へと上限の引き上げを行った。 （4） 若年者雇用対策の検討に必要なデータ収集を目的とした中学校卒業者の就業形態別の把握については、統計委員会での指摘を踏まえ、平成29年度調査において、別途、一般統計調査として実施したうえで、平成30年度調査において基幹統計調査として実施することを予定している。なお、実際に調査することは困難であるとのこと意見に対しては、調査項目に「不明」を設けることで対応する予定である。 （5） 厚生労働省が実施している社会福祉施設等調査（一般統計調査）との調整措置については、平成27年度のこども園制度の改正に伴う経過措置として、直ちに当該調整措置が講じられないことはやむを得ないと統計委員会での指摘を踏まえ、今後検討していくこととした。
------------------	---

次期基本計画における取扱い及び基本的な考え方（案）	○ インターネットにおける情報提供の更なる工夫・改善については、調査の結果について、利用者が求める情報へ接続しやすいよう改善を行っているものの、調査に関する情報の充実などを引き続き行っていく必要があるのではないか。 ○ 社会人学生の実態把握を目的とした年齢階級区分の細分化については、平成29年度調査で対応しており、課題には対応済みとしてはどうか。 ○ 文部科学省は、学校基本調査における休職者数の休職等理由区分等に介護休暇を加える見直しは行わないものの、すでに公立学校教職員の人事行政状況調査において、介護休暇の取得情報を把握しており、代替できるため、課題には対応済みとしてはどうか。 ○ 平成27年度調査の諮問に係る答申の課題については、平成30年度以降の調査において対応する予定となっており、引き続き実施に向けた対応をする必要があるのではないか。 ＜基本的な考え方＞ ○ 文部科学省は、新幼保こども園における非常勤職員の把握については、平成30年度に一般統計調査を実施し把握した上で、調査事項を精査し、平成32年度の学校基本調査において把握する。 ○ 文部科学省は、学校基本調査の休職等教員数における休職等理由区分の結核を削除する見直しについては、平成30年度調査において実施する。 ○ 文部科学省は、若年者雇用対策の検討に必要なデータ収集を目的とした中学校卒業者の就業形態別の把握については、平成29年度に一般統計調査を実施し把握した上で、平成30年度の学校基本調査において把握する。 ○ 文部科学省は、学校基本調査の新幼保こども園に係る調査事項について、厚生労働省が実施している社会福祉施設等調査（一般統計調査）との重複是正を検討し、遅くとも平成32年度調査の企画時期までに結論を得る。
備考（留意点等）	

学校基本調査の概要

調査の目的

学校に関する基本的事項（学校数、在学者数、教職員数等）を明らかにし、学校教育行政に必要な基礎資料を得ること

調査の概要

調査の沿革

- 昭和23年以降毎年実施

調査期日

- 毎年5月1日現在
- 「学校経費調査」は前会計年度、「卒業後の状況調査」は前年度卒業者について調査

調査範囲 及び 報告者数

- 学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する学校等（幼稚園、幼保連携型認定こども園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学、高等専門学校、専修学校及び各種学校〔約56,720校：全数〕）及び市区町村教育委員会（約1,700：全数）

調査票及び調査事項

大別して6種類の調査票

① 学校調査

→学校の名称、特性に関する事項、学級に関する事項、職員数、在籍状況、卒業の状況等について調査

② 学校通信教育調査

③ 不就学学齢児童生徒調査

④ 学校施設調査

⑤ 学校経費調査

⑥ 卒業後の状況調査

調査組織

文部科学省 — 都道府県 — 市区町村 — 学校等

結果公表

- 学校基本統計速報（学校基本調査の結果速報） ⇒ 調査年の8月頃に公表
- 学校基本統計（学校基本調査報告書） ⇒ 調査年の12月頃に公表